主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人野村千足の上告理由一について。

所論整理開始の決定がなされた以上、以後、被上告会社は上告人に対して弁済の 提供をするに由なく、その不履行を前提とする代物弁済完結の意思表示は効力を生 じないとした原審の判断は正当で、原判決にはなんら所論のような違法はない。論 旨は採用できない。

同二について。

所論の点に関する原判決の理由には、なんら矛盾はなく、論旨は採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

郎	三	村	下	裁判長裁判官
六	語	原	柏	裁判官
郎	=	中	田	裁判官
<b>左</b> 住	正	本	松	裁判官